

# 社会福祉法人 国立市社会福祉協議会評議員・役員の報酬に関する規程

(国社協規程第 86 号 平成 29 年 6 月 12 日)

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人国立市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款第 10 条に基づく評議員の報酬並びに第 24 条に基づく役員の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程における「役員」とは、本会会長、副会長、常務理事、理事、監事をいう。

2 この規程における「職員」とは、次の各号のいずれかに該当する職員をいう。

(1) 本会就業規則（平成 6 年規程第 33 号）にもとづき採用された職員

(2) 国立市との派遣協定にもとづき派遣された職員

3 この規程における「報酬」とは、本会役員費用弁償に関する規程（昭和 50 年規程第 14 号）にもとづく費用弁償、並びに役員等の旅費に関する規程（平成 6 年規程第 40 号）にもとづく旅費を除く、給与並びに退職手当をいう。

## (報酬の支払)

第 3 条 本会評議員及び役員には、いかなる報酬も支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項第 1 号に該当し、本会理事等選任規程（平成 28 年規程第 84 号）にもとづき、本会職員より選任された理事には、本会職員の給与に関する規程（平成 6 年規程第 35 号）並びに職員の退職手当の支給に関する規程（平成 6 年規程第 36 号）にもとづき、給与並びに退職手当を支給することとし、それ以外の報酬は支給しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項第 2 号に該当し、本会理事等選任規程（平成 28 年規程第 84 号）にもとづき、本会職員より選任された理事には、国立市との派遣協定にもとづき、給与を支給する。

4 第 3 条第 2 項に規定する理事が、会長、副会長または常務理事に選任された場合においても、本会職員の給与に関する規程（平成 6 年規程第 35 号）並びに職員の退職手当の支給に関する規程（平成 6 年規程第 36 号）にもとづき、給与並びに退職手当を支給する。

5 第 3 条第 3 項に規定する理事が、会長、副会長または常務理事に選任された場合においても、国立市との派遣協定にもとづき、給与を支給する。

## (その他)

第 4 条 その他、評議員及び役員の報酬について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

2 この規程の施行時に現に報酬の支払を受けている理事たる職員への給与の支払いは、この規程にもとづき支払われたものとみなす。

3 この規程の施行により役員の報酬に関する規程（国社協規程第 53 号：平成 12 年 4 月 1 日）は廃止する。